

成績評価に関する内規

第1条 本内規は、学則第7章に基づき、成績評価に関する事項を定めるものとする。

(成績評価)

第2条 学業成績は、定期試験および臨時試験（筆記・口述・実技等の試験を含む）、レポート等の成績を総合して評価され、合格と判定された場合は所定の単位が与えられる。

2 成績評価の基準は、以下の通りとし、AA、A、B、Cを合格とし、Fを不合格とする。

AA 90点以上

A 80点～89点

B 70点～79点

C 60点～69点

F 59点以下

3 定期試験に欠席し、追試験の手続きをしない場合の評価は「欠試」となり、単位は認定されない。

4 以下のいずれかに該当する場合の評価は「失格」となり、単位は認定されない。

- ① 出席時数が当該授業科目の全授業時数の3分の2に満たない場合
- ② 当該年度・学期の授業料等が未納の場合
- ③ 定期試験またはレポート作成に際し、不正行為があったと認められたとき
- ④ その他、担当教員が十分な根拠をもって評価に値しないと判断したとき

(評定平均値)

第3条 評定平均値（GPA：Grade Point Average）は下記の数式によって算出される。

$$\text{評定平均値 (GPA)} = \frac{(\text{科目の単位数} \times \text{科目の成績点}) \text{の合計}}{\text{総履修登録単位数}}$$

※1 「総履修登録単位数」には、次に該当する科目の単位は含まれない。

- ①本学で取得したものとして単位が認定されたもの（記号「認」のもの）
- ②履修登録後、正規の手続きを経て取り消しを行ったもの

※2 「科目の成績点」は、各々の科目の評定を次の通りに点数化して計算式にあてはめる。

【合格】 AA=4.0 A=3.0 B=2.0 C=1.0

【不合格】 F=0 欠（欠試）=0 失（失格）=0

※3 不合格の評定を受けた科目を再履修して合格点を得た場合も、不合格評定と合格評定の双方が計算式に反映される。

※4 科目履修中に自身の判断で取り消しを決意した場合は、正規の手続きを経て取り消しを行うことができる。履修の取り消しは、学外実習等の一部科目を除き、定められた「履修登録取消期間」で行うことができる。取消手続きを行わない場合は失格もしくは欠試となり、評定平均値を下げることとなる。

2 評定平均値はIC-UNIPA上の個人成績画面、成績通知票、成績証明書に掲載され、優等賞、学業優秀賞、各種奨学金事業、教育実習履修要件等、学内の関連諸施策の運用に共通して使用される。

(成績通知)

第4条 成績評価の結果は、IC-UNIPAを通して、翌学期開始時に通知される。ただし、通年科目に関しては翌年度開始時に通知される。

2 前項の規定にも関わらず、卒業年次の成績通知に関しては、卒業生氏名発表と同時に行う。

(成績評価の変更)

第5条 科目担当者により、正式なものとして登録された成績は、原則として変更されない。

(成績評価に対する疑義)

第6条 成績評価に関して疑義が生じた場合は、学務部を通して調査等を依頼することができる。

2 前項の調査等の受付期間は、成績通知後1週間以内とし、期間が過ぎた場合は受け付けられない。
ただし、実習等により成績調査依頼票を受付期間内に提出することができない場合については、別途指示する。

(保証人への成績通知)

第7条 前年度の成績通知票は、原則として保証人に送付する。

2 前項の規定にもかかわらず、学生本人が保証人への成績通知票の送付を希望しない場合には、所定の期日までに申し出るものとする。

3 前項の申し出があった場合には、成績通知票の送付を本人が希望していない旨、保証人に通知する。

(内規の改定)

第8条 本内規の改定は、教務委員会および合同教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

1 本内規は2017年4月1日より施行する。